⑥　移入鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害等の防止を図る場合にあっては、当該移入鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ただし、次の場合にあっては、許可をしないものとする。

ア　捕獲後の処置に照らし明らかに捕獲の目的が有害鳥獣捕獲ではないと判断される場合。

イ　捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるような場合。ただし人為的に移入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに生息が認められ今後被害が予想される地域における当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

ウ　鳥獣の生産基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるような場合。

エ　捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

オ　銃猟禁止区域内で銃猟を行う場合であって、銃猟によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、銃猟禁止区域内における銃猟に伴う危険の予防若しくは法第９条第３項第４号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

（２）　許可基準

ア　許可対象者

許可対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

（ア）　国及び地方公共団体

（イ）　農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会

（ウ）　被害等を受けた者

（エ）　被害等を受けた者から依頼された者

イ　捕獲従事者

捕獲従事者は、次のすべてに該当する者とする。

（ア）　原則として被害市町村に住所を有し、所属する狩猟者団体の長から推薦された者であること。ただし、銃器の使用以外の方法によりカラス類を捕獲する者であって、カラス類の捕獲に関する技能及び知識について県又は市町村の指導を受け、カラス類の捕獲を適切に実施できる能力があると認められるものは、この限りでない。

（イ）　銃器を使用して捕獲する場合は、通算３回以上の狩猟者登録を受けた者であって、原則として有害鳥獣捕獲に携わる１年以内に所属狩猟者団体が実施した射撃訓練に参加したものであること。ただし、空気銃を使用した捕獲等は対象を負傷させたまま取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。網・わな猟の猟具を使用して捕獲する場合（カラス類を捕獲する場合を除く。）は、申請前１年以内に網・わな猟の狩猟者登録を受けた者であること。

ウ　鳥獣の種類・数

（ア）　捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種であること。

（イ）　鳥類の卵の採取は、次の場合に許可する。

・現に被害を発生させているが、これを捕獲することが困難であり、捕獲の目的が達成できない場合

・建築物等の汚染を防止するため巣を除去する必要がある場合

（ウ）　捕獲数は、被害の防止等の目的を達成するため、必要最小限の員数（羽、頭、個）とする。

エ　捕獲期間

（ア）　捕獲期間は最も効果的な捕獲ができる期間を選び３日以内とすること。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

（イ）　捕獲対象以外の鳥類の繁殖期は避けること。

（ウ）　狩猟期間中及びその前後１５日間内の捕獲は避けること。ただし、人畜に対する危害防止等必要やむを得ない場合は、この限りでない。

オ　捕獲実施区域

捕獲を実施する区域は必要最小限であること。

カ　捕獲方法

（ア）　捕獲の方法は、原則として法第３６条で禁止されている捕獲手段を除き、従来の捕獲実績を考慮した最も効果のある、かつ、安全性の高い方法とすること。

（イ）　網・わな等を使用してカラス類を捕獲する場合にあっては、カラス類以外の鳥獣等を捕獲するおそれが少なく、かつ、これらの鳥獣等が殺傷又は損傷するおそれがない方法とすること。

（ウ）　水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された地区にあっては、鉛散弾は使用しないものとする。

キ　鳥獣の種類別許可基準等

（第16表）

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り駆除羽（頭）数	許可対象者	留意事項		
市町村長	カラス類	銃器・わな	県内一円	4月～3月	3日以内	その都度定める	（2）のアに該当する者	腕章貸与、標識設置	稲、果樹、野菜、飼料作物、豆類、雑穀	生活環境
	カモ類	銃器	〃	5月～10月	〃	〃	〃	腕章貸与	稲、雑穀、畑作物	
	ムクドリ	銃器	〃	6月～10月	〃	〃	〃	〃	果樹、野菜	
	スズメ	銃器	〃	5月～10月	〃	〃	〃	〃	稲、雑穀、果樹	
	ハト類	銃器	〃	5月～10月	〃	〃	〃	〃	稲、豆類、飼料作物、野菜	
	ツキノワグマ	銃器・わな	〃	4月～11月	〃	〃	〃	腕章貸与、標識設置	飼料作物、果樹、野菜、稲、造林木等	人畜
	ノウサギ	銃器・わな	〃	4月～3月	〃	〃		〃	果樹、野菜、造林木等	
知事	市町村長の権限を除く種	最も効果のある、かつ安全性の高い方法	県内一円	必要と認める時期	必要最小限の日数	その都度定める	（2）のアに該当する者	腕章貸与、標識設置		

5　有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

（1）　方針

農林水産物等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速、かつ、適切に対応するためにも、県は関係部局と鳥獣被害対策連絡協議会を設置するとともに、市町村に対して捕獲隊の編成、関係者間の連携及び迅速な情報連絡を図るための連絡協議会の設置並びに被害防止体制の充実に努めるよう指導するものとする。

（2）　捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

（第17表）

対象鳥獣名	対象地域	備考
カモ類 カラス類 ムクドリ スズメ ハト類 ツキノワグマ ノウサギ	被害発生市町村	

（3）　指導事項の概要

ア　有害鳥獣捕獲は班を編成して行うものとし、その編成員は、所属する狩猟者団体の長が推薦する捕獲技術の優れた者、捕獲のために出動の可能な者で、捕獲を実施するために必要最小限の人数として概ね２０名以内であること。

イ　班には班を代表し、編成員を統括する代表者（班長、副班長）を置くこと。

ウ　班は狩猟者団体の支部又は市町村単位に編成するが、被害の激甚な区域については、その区域ごとにあらかじめ班を編成し、緊急捕獲時の指揮命令系統等を定めて置くこと。

第５　銃猟禁止区域及び猟区に関する事項

1　銃猟禁止区域の指定

（1）　方針

現在指定されている区域は、主に市街地に近い、鳥獣の生息している地域で、銃猟による危険等の未然防止のため、市町村から要望のあった地域に指定している。第９次鳥獣保護事業計画の計画期間中においても、危険防止の観点から、**市街地その他住宅が集合している地域について必要に応じて指定していくものとする。**

（2）　銃猟禁止区域指定計画

（第18表）

	既設銃猟禁止区域(A)		本計画期間に指定する銃猟禁止区域						本計画期間に区域拡大する銃猟禁止区域					
			14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計(B)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計(C)
箇　所	52	箇　　所	7		3	1	2	13	2					2
面　積	21,169ha	変動面積	1,647ha	ha	862ha	240ha	985ha	3,734ha	1,663ha	ha	ha	ha	ha	1,663ha

本計画期間に区域減少する銃猟禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する銃猟禁止区域						計画期間中の増減(減：△)＊	計画終了時の銃猟禁止区域＊＊
14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計(D)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	計(E)		
						6	—	4	2	2	14	△1	51
ha	ha	ha	ha	ha	ha	1,615ha	—ha	1,762ha	540ha	985ha	4,902ha	495ha	21,664ha

＊　箇所数(B)－(E)　面積(B)＋(C)－(D)－(E)　　＊＊　箇所数(A)＋(B)－(E)　面積(A)＋(B)＋(C)－(D)－(E)

（3）　銃猟禁止区域指定内訳

（第19表）

年度	銃猟禁止区域指定所在地	銃猟禁止区域名称	指定面積	指　定　期　間	備　　考
平成14年度	黒石市	浅瀬石川	17	平成14年11月 1日から平成24年10月31日まで	再指定
	八戸市	八戸港	725	〃	区域拡大による再指定
	八戸市	松館	598	〃	〃
	三戸町	三戸	147	〃	新設
	北津軽郡中里町	大沢内	15	〃	再指定
	上北郡百石町	百石	125	〃	〃
	三沢市	三沢	1,096	〃	三沢第二銃猟禁止区域の存続期間の満了に伴う区域拡大
	上北郡六戸町	六戸	567	〃	区域拡大
	下北郡大畑町	高橋川	20	〃	新設
	計	9箇所	3,310ha		

平成16年度	上北郡七戸町	大池	200ha	平成16年11月 1日から平成26年10月31日まで	再指定
	十和田市	大不動	278	〃	〃
	十和田市	里ノ沢	384	〃	〃
	計	3箇所	862ha		
平成17年度	上北郡天間林村	尾山頭	240	平成17年11月 1日から平成27年10月31日まで	再指定
	計	1箇所	240ha		
平成18年度	十和田市	松陽	380	平成18年11月 1日から平成28年10月31日まで	再指定
	むつ市	田名部	605	〃	〃
	計	2箇所	985ha		
計	計	15箇所	5,397ha		

2　猟区設定のための検討

（1）　方　針

今後、「管理された狩猟」としての猟区の設定が必要であるかどうか、市町村、森林組合及び狩猟者団体等との連携を図りながら、現状分析や意見集約を行い、検討するものとする。

第6　鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1　基本方針

科学的知見に基づく鳥獣の保護管理を推進するため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための調査、資料収集を行うとともに、絶滅のおそれのある白神山地周辺のイヌワシ、天然記念物に指定されている下北半島のニホンザルの生息調査等を関係機関の研究者等の協力を得て実施するものとする。

2　鳥獣保護対策調査

（1）　方　針

県内に生息する主要な鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握し、効果的な鳥獣保護対策を実施するものとする。

（2）　鳥獣生息分布調査

ア　調査の概要

県内に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）であって、鳥獣保護対策及び被害対策上重要な種について、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等により、生息分布、出現の季節及び生態等を把握し、これに基づき鳥獣生息分布図を作成する。

イ　鳥獣生息分布図作成の対象とする鳥獣の種類

青森県版レッドデータブック記載種の鳥獣のうち鳥獣保護対策及び被害対策上重要な種

（3）　希少鳥獣等保護調査

ア　調査の概要

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、文化財保護法及び県の鳥等に指定されている鳥獣の分布、生息数、生息環境、生態等を調査し、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、適切な保護対策を検討するものとする。

イ　調査計画

（第20表）

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期	備考
ニホンザル	１４～１５	保護管理対策のための生息数の把握、現地調査及び既存資料収集	川内町、大畑町、大間町、風間浦村、佐井村、脇野沢村 弘前市、相馬村、西目屋村	４月～３月	
ツキノワグマ	１４～１６	生息分布調査及び生息環境調査、現地調査及び既存資料収集	むつ市及び下北郡	１０月～３月	
イヌワシ	１４～１５	生息分布調査及び生息環境調査、現地調査及び既存資料収集	西目屋村、鰺ケ沢町、深浦町、岩崎村	４月～３月	
クマタカ	１４～１５	生息分布調査及び生息環境調査、現地調査及び既存資料収集	岩木町、西目屋村、鰺ケ沢町、深浦町、岩崎村	４月～３月	
ハクチョウ	１４～１８	生息環境調査、現地調査及び既存資料収集	むつ市、平内町、藤崎町	１０月～３月	

（４）　ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ア　調査の概要

県内全域のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態状況を全国一斉調査に併せて調査する。

また、必要がある場合は、重要な湿地（湖沼、海岸等）については、９月から翌年５月までの間の必要な月ごとに渡来状況を調査するものとする。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努めるものとする。

イ　調査計画

（第21表）

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
上北町（小川原湖） 六ヶ所村（高瀬川） むつ市（大湊湾） 平内町（小湊浅所） 青森市（原別海岸） 藤崎町（平川） 鶴田町（廻堰溜池） 森田村（狄ケ館溜池） 弘前市（砂沢溜池）	１４～１８	生息状況調査、生息環境調査	

（５）　鳥獣保護区等の指定・管理等調査

ア　指定・管理調査

鳥獣保護区等の適正な指定・管理の方針を検討するため、既指定鳥獣保護区及び新規指定候補地における鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。

イ　指定効果測定調査

鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握するため、これらの指定地域内に設けた調査地と隣接する可猟地域内に設けた調査地との鳥獣の生息密度の比較調査を行う。

（第22表）

対象保護区等の名称		調査年度	調査の種類・方法	備考
鳥獣保護区	平滝沼	１４	生息状況及び環境調査 標準地法　２人×４回＝　８人	コジュリン、チュウヒ、ハヤブサ
	市浦	１５		ワシ、タカ類
	平川・淺瀬石川	１６		オオハクチョウ
	大湊	１７		オオハクチョウ、コクガン
	岩木川河口	１８		オオセッカ
	田光沼	〃		〃
休猟区	善光寺平	１４	生息状況及び環境調査 標準地法　２人×４回＝　８人	キジ、ヤマドリ、ノウサギ、キツネ
	又重	１５		〃
	白糠	１６		〃
	田茂代	１７		〃
	倉岡	１８		〃

3　狩猟対策調査

（1）方　針

狩猟の適正化を推進するため、主要な狩猟鳥獣について生息分布、生息数の増減傾向等の生息状況調査を実施する。また、狩猟の永続を図るためにキジ及びヤマドリの放鳥効果調査及び狩猟者の狩猟実態調査等を実施するものとする。

（2）狩猟鳥獣生息調査

ア　調査の概要

ツキノワグマ、キジ及びヤマドリについて、その行動域、生息環境、生息数とその増減傾向及び年齢構成等生息状況を把握して適切な狩猟対策の確立を図るものとする。

イ　調査計画

（第23表）

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ツキノワグマ	14～18	狩猟による捕獲位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日等の捕獲情報を重点的に収集し、解析する。	
キジ、ヤマドリ	〃		

ウ　管理計画樹立の対象とする狩猟鳥獣の種名

ツキノワグマ、キジ、ヤマドリ

（3）放鳥効果測定調査

ア　調査の概要

キジ及びヤマドリ猟の永続を図るため、鳥獣保護区及び休猟区に放鳥するキジ及びヤマドリの標識調査を実施し、定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行い、放鳥事業の効果を把握する。

イ　調査計画

（第24表）

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	14	1,050 羽	足環	1,050 個	標識の装着、回収による。	
	15	1,050	〃	1,050	〃	
	16	1,050	〃	1,050	〃	
	17	1,050	〃	1,050	〃	
	18	1,050	〃	1,050	〃	
ヤマドリ	14	90 羽	足環	90 個	標識の装着、回収による。	
	15	90	〃	90	〃	
	16	90	〃	90	〃	
	17	90	〃	90	〃	
	18	90	〃	90	〃	

（4）狩猟実態調査

ア　調査の概要

狩猟者の狩猟期間中の出猟日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する意識等について、主としてアンケート方式により調査し、狩猟の実態を把握する。

イ　調査計画

（第25表）

対象種類	調査年度	調査内容	調査方法	備考
カモ類	１４～１８	①狩猟期間中の狩猟日数　②狩猟鳥獣の増加傾向に関する意識　③狩猟者１人１日当たり狩猟面積　④狩猟回数　⑤捕獲場所　⑥捕獲鳥獣の種類別数量　⑦捕獲鳥獣の利用方法　⑧販売される捕獲鳥獣の販売ルート　⑨狩猟事故発生件数	アンケート調査（調査対象人員250人）	県内一円

４　有害鳥獣対策調査

（１）　方　針

農林作物等に被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な有害鳥獣の生理、生態、個体群動態等と被害発生との関連を明かにする調査を実施する。

（２）　調査の概要

（第26表）

対象鳥獣名	調査年度	調査内容	調査方法	備考
カラス類	１４～１８	①被害状況　②生息分布	既存資料及び聞き取り	
カモ類	〃	③生息密度　④行動圏		
ムクドリ	〃	⑤食性　⑥繁殖状況		
スズメ	〃	⑦生息環境　⑧被害対策技術		
ハト類	〃			
ニホンザル	〃			
ツキノワグマ	〃			
ニホンカモシカ	〃			
ノウサギ	〃			

第７　特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

１　方　針

個体数の増加や分布域の拡大により農業被害等が拡大し、地域住民との間であつれきが生じている地域個体群について、科学的知見を踏まえつつ、専門家や地域の幅広い関係者との合意を図りながら保護管理の目標を設定し、これに基づき個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の対策を講ずる。

（第27表）

計画策定年度（予定）	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間（予定）	対象区域	備考
平成１５年度	農業被害に加えて人家侵入等の被害も発生し、住民生活に影響を及ぼしていることから、保護管理の目標を設定し、所要の対策を講ずる。	ニホンザル	平成１６年４月１日～平成１９年３月３１日	むつ市及び下北郡	

第８　鳥獣保護事業の啓発に関する事項

１　鳥獣保護思想の普及

（１）　方　針

鳥獣保護の成果を挙げるためには、広く県民の鳥獣に対する認識を深めることが重要であり、市町村や関係民間団体との連携・協力のもとに、探鳥会や講演会などの鳥獣保護思想の普及啓発を目的とした事業の実施を行い、また、傷病鳥獣の保護救護活動を通じて一般県民の鳥獣保護活動への参加の促進に努めるものとする。

（２）　事業の年間計画

（第28表）

事業内容	実施時期												備考
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	
探鳥会開催指導	←	—	—	—	—	—	—	—	→				
鳥獣関係ビデオ等の貸付	←	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→	
愛鳥週間行事		←→											
鳥獣保護実績発表会						←	→						

（３）　愛鳥週間行事等の計画

（第29表）

区分	平成１４年度	平成１５年度	平成１６年度	平成１７年度	平成１８年度	備考
愛鳥週間行事	ポスター原画募集・展示 在来種の食餌木の支給・植栽 探鳥会 講演会 県内各地 1,000人	同　左	同　左	同　左	同　左	
鳥獣保護実績発表大会	小・中・高校　保護団体 青森市　200人	同　左	同　左	同　左	同　左	

（４）　傷病鳥獣の保護体制

傷病鳥獣の保護については、鳥獣保護センターを中心に、各地域の保護収容施設を活用しながら機動的に保護収容及び介護を行うこととし、油汚染事件発生等一時的に多量の傷病鳥獣の発生する事態に備え、関係機関との連携・協力を得ながら救護体制の整備を図るよう努めるものとする。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、県民に対し周知徹底を図るものとする。

傷病鳥獣保護フローチャート

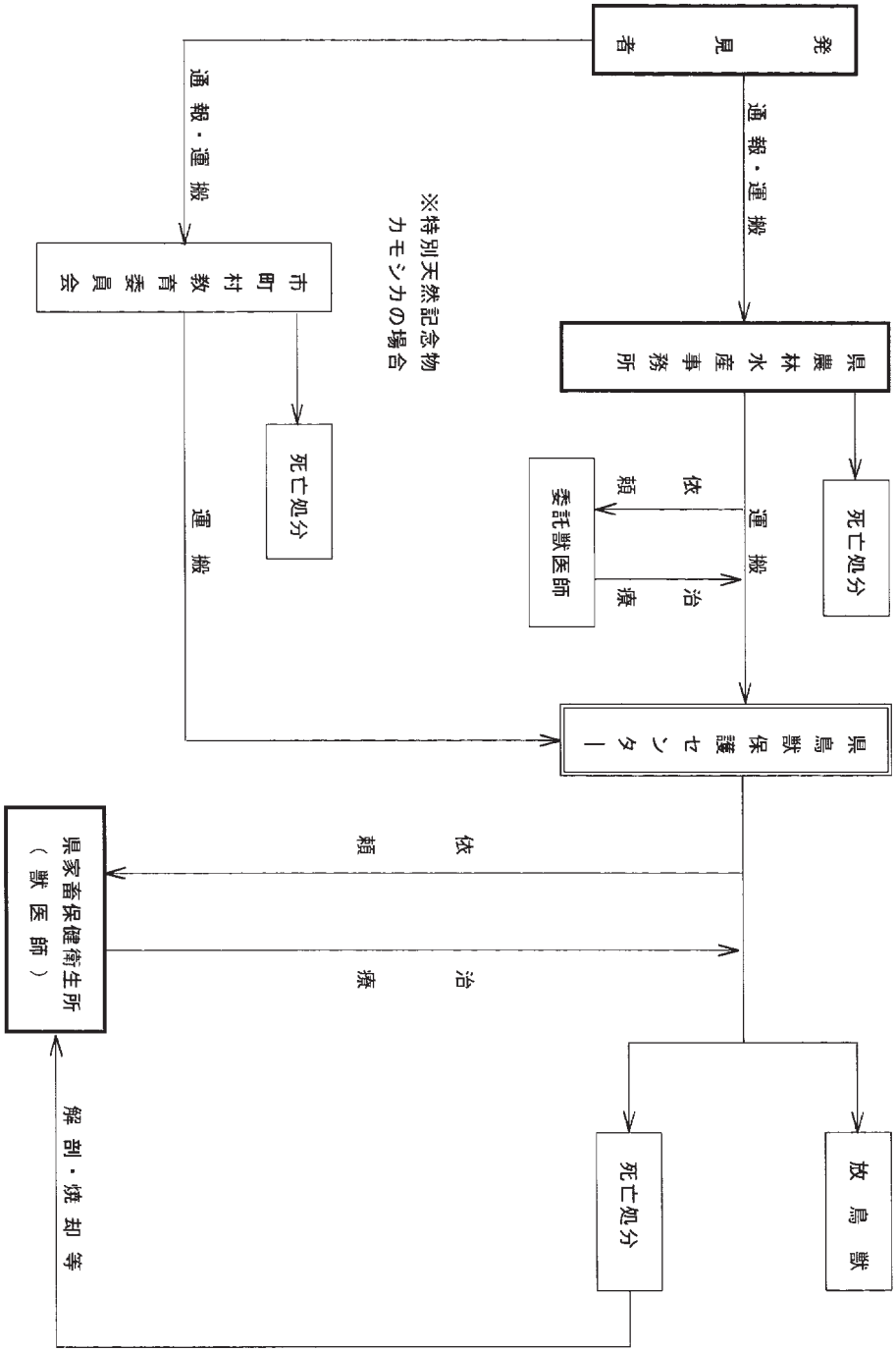

2　野鳥の森等の整備

鳥獣保護思想の普及啓発のため設置した野鳥の森は、県民が親しく鳥獣に接する喜びを体得することができる施設として引き続き設置し、整備することとする。

（第30表）

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
梵珠山野鳥の森（自然ふれあいセンター）	14～18	浪岡町	196 ha	センター1棟、駐車場 森林194ha	展示・学習施設	探鳥会等の開催により、県民が鳥獣に接する機会を設け鳥獣保護思想の普及啓発を図る。	

3　愛鳥モデル校の指定

（1）　方針

小、中、高等学校等児童生徒の鳥獣保護思想の高揚を図るため、県教育委員会と協議して愛鳥モデル校を指定するものとする。

（2）　指定期間

5年間

（3）　愛鳥モデル校に対する指導内容

鳥類に関する図書、ビデオ等を貸与するとともに、探鳥会の開催等を行う。

（4）　指定計画

（第31表）

区分	平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			備考
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	
小学校	0	1	1	1	1	2	2	1	3	3	1	4	4	1	5	
中学校	0	1	1	1	1	2	2	1	3	3	1	4	4	1	5	
その他の学校等																
計	0	2	2	2	2	4	4	2	6	6	2	8	8	2	10	

4　法令の普及徹底

（1）　方針

鳥獣に関する法令のうち、鳥獣捕獲の規制の制度、鳥獣飼養許可制度等特に一般県民に関係ある事項について広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るものとする。

（2）　年間計画

（第32表）

重点項目	実施時期（月）												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣の捕獲の規制の制度 鳥獣の飼養許可制度	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	広報誌、ポスター、パンフレット、ホームページ等による周知及び販売店等の立入調査	一般県民及び販売店等